

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

①事業の概要

- ・主に、徳島県内の病院等での医療行為に伴い排出される感染性産業廃棄物を収集し、自社中間処理場へ運搬する。

②事業範囲

- ・徳島県

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	感染性産業廃棄物	1t/月	固形状 液状		なし	四国メディカルトリートメントセンター株式会社(焼却) 徳島市不動本町3丁目1654番地1
2	〃	24t/月	固形状 液状		なし	〃
3	〃	60t/月	固形状 液状		なし	〃
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1)車両毎の用途

- ①冷蔵冷凍車・・・・・・・・・・感染性産業廃棄物
- ② バ ン・・・・・・・・・・感染性産業廃棄物

(2)収集運搬業務を行う時間

8時30分～17時30分(休憩 1時間)

(3)休業日

日曜日、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
2 人	1 人	人	6 人	12 人 (内、1名その他)	1 人	2 人	22 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1)運搬に際し講ずる措置

- ・ダンボール箱・プラスチック容器・ポリ容器に入れ、密閉して運搬する
- ・転倒防止の為、ロープ等で固定する。

(2)積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし